

仕 様 書

1. 業 務 名

堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務（文化部）

2. 業務の目的

文部科学省では、令和 8 年度から部活動改革にかかる「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、令和 7 年 12 月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定発出した。本市においても「堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組」を公表し、実行期間の令和 8 年度から令和 13 年度に向けて、休日の学校部活動の地域展開（地域クラブ活動化）へ完全転換に向けた取組を進めることとしている。

本業務においては、学校部活動が担ってきたことの意義と価値を尊重しつつ、「こどもを中心とする」視点を大切に、地域クラブの経験を通してこどもたちの資質・能力を育成することができる環境整備と成果・課題の検証を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

4. 実施クラブ及び履行場所（活動場所）、回数

下表のとおり、受注者の用意する場所において、休日（※）に活動を実施するものとする。実施回数は、クラブの活動回数の合計として 6 回（月 1 回）とする。

※ 1 回の活動時間は 3 時間程度を目安とすること。

※ 休日とは（週休日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）

（活動場所の条件）

- ・堺市内であること。
- ・全体練習（バンド編成による演奏）ができる部屋を 1、個別練習を行う部屋を 3、計 4 部屋で実施すること。
- ・いずれの部屋も、遮音性能があり、防音設計された防音室であること（全体練習：40 m²程度の防音室、個別練習：12 m²程度の防音室）
- ・バンド編成による演奏ができる部屋には、ドラムセット及びキーボード（電子ピアノ、シンセサイザー等）を設置し、使用できるようにすること。
- ・各部屋において、以下の楽器設備を使用できるようにすること。ただし、すべての部屋において、すべての楽器を使用できるようにする必要はないものとする。

ギター、ギターアンプ、ベース、ベースアンプ、ドラムセット、キーボード、マイク、P Aシステム（10Ch 以上）、接続ケーブル等

- ・各部屋においては、指導の実施状況が部屋の外から常に見える状況を確保すること。

5. 生徒対象者数及び指導員配置数

No.	地域クラブ名	生徒対象者数 (予定)	指導員 配置数
1	堺市軽音楽クラブ（名称調整中）	15	4

※ 上に掲げる「生徒対象者数（予定）」は、各部員数（令和 8 年 7 月調べ）であり、「8. 業務内容（2）保険の加入」に示す保険料の見込額の算定において、上表の生徒対象者数（予定）と契約履行時の実数の乖離が 20%以内の場合は、変更契約は行わず、本契約の範囲内とする。なお、履行期間の中途において、対象校に所属する生徒で、地域クラブへの参加を希望する生徒が生じた場合は、本市と協議のうえ、可能な限り受け入れることとする。

6. 業務実施体制

(1) 業務従事者

- ① 業務従事者は以下に記載する人員を配置すること。

○ 総括責任者

- ・配置数：1 名以上
- ・要件：平日（9 時～17 時の間）において、本市及び保護者との連絡調整に当たる要員を 1 名以上配置すること。

○ 指導員

- ・配置数：上記 5 の表を参照のこと。
- ・要件：軽音楽指導の実施経験がある者かつ以下（a・b）のいずれかを満たす者
 - a 本市部活動外部指導者として 1 年以上の実績があるなど、指導を行うのに十分な知識や技術を有している者
 - b 当該活動分野において、民間教育機関、音楽教室、各種団体等で 1 年以上の指導実績を有する者

- ② 受注者は、総括責任者、指導員の名前を本市に書面で報告すること。また、変更がある場合にも、総括責任者、指導員の氏名を本市にあらかじめ書面で報告すること。また、受注者は、こども性暴力防止法（令和 8 年 12 月 25 日施行）に基づき、生徒の安全確保に必要な措置を業務従事者に講じること。

③ 履行場所（活動場所）での喫煙は禁止とする。

(2) 人材の確保

受注者は学校・本市との連携の下、現在部活動指導員として従事している者などを確保すること。※本市から兼職兼業で指導員の従事を希望する教員を紹介できる。

7. 活動計画の作成

総括責任者及び指導員は、本市及び各学校と協議した上で、活動実施期間における活動計画を作成し、本市に提出すること。あわせて、本市が導入する ICT ツール等を用いて、保護者・参加生徒に通知すること。なお、計画や活動内容の策定にあたっては、活動内容は平日部活動の指導内容を考慮するとともに、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - （堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会）」を遵守すること。

8. 業務内容

(1) 総括責任者及び指導員の業務

○ 総括責任者

- * 活動場所の用意
- * 本市との連絡調整
- * 指導員に欠員が生じた場合の対応
- * 活動計画・活動実績報告書の作成、提出
- * 学校との連絡調整（平日の部活動と休日の地域クラブ活動との連携にあたり必要となる顧問教諭との連絡を含む）
- * 活動中止の判断
- * 活動中の事故やけがへの対応及び報告
- * 参加生徒の保護者への連絡調整（きめ細かな配慮が必要となる生徒について、保護者や学校への聞き取り等により、適切に対応すること。）
- * 指導状況確認
- * 指導員の取りまとめ
 - ・指導員間の情報交換、共通理解の形成
 - ・指導員の勤怠管理
- * 必要書類（「11. 提出書類」に示すもの）の作成、提出

※ なお指導の確認方法は ICT の活用も可とし、必要に応じて現地確認をすること。

○ 指導員

- * 活動計画・活動実績報告書の作成
- * 活動の指導

- ・生徒の活動への出欠状況把握
- ・使用する楽器・音響機材の取り扱い説明
- ・当日の指導内容の計画・指示（発表曲の選定、パート分け、楽器の使い方、メンテナンス方法、全体練習・個別練習のサポート等）
- ・活動中の事故やけがへの対応、室内の安全管理

- * 活動中止の判断
- * 参加生徒の保護者への連絡調整
- * 業務従事者間の協力
- * 総括責任者との連絡調整
- * 指導者間の情報共有
- * 学校施設及び物品の使用管理

(2) 保険の加入

（独法）日本スポーツ振興センターの災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を参考に、本事業実施前に傷害保険及び賠償責任保険に生徒及び指導員を加入させ、保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を行うこと。なお、補償内容については、災害共済給付と同程度の保険を選定すること（「スポーツ安全保険」を想定）。

また、保険料については、本契約の委託料に含むこととする。「5. 生徒対象者数及び指導員配置数」を参考に生徒数及び指導員の人数を見積もること。

(4) 指導員への研修

受注者は指導員に対して研修を行い、能力の向上に努めること。なお、ア 基礎研修の内容「堺クオリティ研修動画」については、本市より提供するものとする。

<指導者研修メニュー>

ア 基礎研修

【趣旨・目的】 地域スポーツ・文化活動の指導員としての基礎的知識及び生徒への指導のためのノウハウの習得

【内容】 堺クオリティ研修動画の視聴

- ・セーフガーディングポリシー
- ・ダブル・ゴール・コーチング
- ・クラブ活動中の事故防止と対応

イ 専門研修（専門科目）※必要に応じて実施

【趣旨・目的】 指導方法の習得

【内容例】 指導案作成、マネジメント、指導実技、安全管理等

(5) 保護者との各種連絡

① 保護者への連絡

総括責任者または指導員から本市が導入する ICT ツールで行うことを原則とすること。

【本市が導入する ICT ツールの機能説明】

業務内容	ツール使用時期
クラブ会員の出欠席確認	活動前
非常時の際の連絡	活動前、活動中
部活動顧問と指導員のレポート共有	活動後
活動の様子を写真や動画で記録	活動後

なお、緊急時等やむを得ない場合は、総括責任者または指導員から保護者へ直接電話連絡を行うことを可とする。

【保護者の参加同意書により受注者に提供する個人情報】

- ・ 生徒名前
- ・ 保護者名前
- ・ 緊急連絡先（電話番号）
- ・ 住所
- ・ 生徒生年月日及び年齢
- ・ 性別

② 保護者からの連絡対応

保護者から受注者への連絡は、本市が導入する ICT ツールによるものを原則とし、緊急時の場合は、電話により総括責任者又は事業所で受けるものとする。事前に緊急連絡先の電話番号を保護者等へ周知し、休日の運動部活動中においても対応できる体制を整えること。

また、参加生徒の帰宅後最低 1 時間は、保護者や学校からの連絡や問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

9. 安全管理対策

受注者は、生徒の安全が確保されるよう、本市が用意する参考となる資料及び学校の事前協議で得た情報を指導員へ共有し、(1)～(5)の対応を指導員ができるようにしておくこと。活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。また、生徒の言動に注意し、活動内においていじめ、虐待の兆候がある場合には総括責任者を通して本市に相談し、連携して対応すること。

(1) 事故やけがへの対応

救急対応、応急措置、医療機関・保護者への連絡等は、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - (堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会)」に準じた対応をすること。

また、AEDを含め、事故発生時の対応について事前に本市と場所・使用方法を協議し、迅速に対応できるようにすること。一連の対応後は、速やかに本市に報告すること。

(2) 災害時の対応

災害時の対応について「学校における危機管理マニュアル作成のための資料」を念頭に指導員へ事前に周知徹底を図ること。災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、生徒の安全を考えた適切な対応に努めること。

(3) 熱中症対策

熱中症予防のため、「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」を順守すること。また、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じること。

(4) 暴風・大雨等への対策

活動実施前及び活動中に「暴風警報」「特別警報」「避難勧告」「避難指示」等が発令されている場合の対応については、学校の基準に準じて判断すること。

(5) その他

受注者は、活動場所付近に不審者の出没その他の緊急事態が発生した場合において、生徒を帰宅させる必要があると判断したときは、可能な範囲で指導員も引率に加わり、生徒の安全確保に努めること。

10. 活動中止の場合の対応

(1) 中止の決定

活動前や活動中において、荒天や公共交通機関の運行状況等により、生徒を帰宅させる必要があると判断した場合、受注者は、活動の中止を決定すること。

(2) 中止の連絡

活動を中止する場合、総括責任者または指導員が保護者に対して連絡すること。また、中止した日の翌月曜日に学校に対して連絡すること。

(3) 活動の振替

活動前に中止をした場合は、原則として、別日への振替を行う。

11. 提出書類

本業務事業は国庫補助をあてる業務であるため国様式（見積・事業計画・実施報告）に必

要な対応を行うこと。

- ① 契約後速やかに「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務（文化部） 従事者届（様式1）」を提出すること
- ② 契約後速やかに「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務（文化部） 活動計画書（様式2）」を提出すること。
- ③ 活動3日前までに生徒及び指導員の傷害保険及び賠償責任保険の加入証明書の写しを提出すること。
- ④ 研修実施後、速やかに「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 指導者研修実施報告書（様式3）」、研修参加者名簿及び研修で使用した資料等を提出すること。
- ⑤ 各回の地域クラブ活動実施後、10日以内に地域クラブ「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務（文化部） 活動指導記録及び実施報告書（様式4）」を提出すること。
- ⑥ 地域クラブ活動の実施がすべて完了した際に「業務完了届（様式5）」及び本市が指定する実施報告書を提出すること。

※ 各種書類は、事故が発生した際等に総括責任者が速やかに必要な内容を確認及び活用できるようにしておくこと。また、個人情報の管理については、入退出管理や鍵付きロッカーの使用により厳重に行うこと。

12. 遵守事項

- (1) 業務従事者は、活動の際には名前を記載した名札をつけること。
- (2) この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。
- (3) 業務の実施にあたり、受注者並びに受注者に雇用等された者は 政治的活動及び宗教活動を禁止する。
- (4) 保護者等からの要望や苦情（以下「要望等」という。）に迅速かつ適切に対応すること。
- (5) 本市への報告

受注者は、以下の各号に掲げる場合、速やかに本市に報告すること。

- ① 委託業務の実施中に事故が生じた場合
- ② 委託業務の履行にあたり、学校及びその他の施設又は物品を滅失し、又は毀損した場合
- ③ 本業務事業において、参加生徒に傷病が生じたあった場合
- ④ 保護者等から要望等があった場合
- ⑤ 活動実施期間における活動計画の重要な部分を変更する場合
- ⑥ 受注者の定款に変更があった場合
- ⑦ その他本市の指示する事項

13. 実地調査等

- (1) 本市は、委託業務及び経理の状況、情報管理体制に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、受託者は書類の提出、開示及び説明を行う等、積極的に協力すること。

- (2) 受託者は、本事業が仕様書に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己点検を行うこと。

14. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

15. その他

ア 本業務の遂行にあたっては、本市と密接に連絡を取るとともに、この仕様書及び契書に

定めのない事項、履行上の疑義については本市と受注者の協議により定めるものとする。

イ 受注者は、この仕様書に記載されていないことで、本業務を行う上で本市が必要と認めたことについては本市との協議に応じること。

16. 参考にするべき資料について

- ・文部科学省関連：

- 「部活動改革及び地域クラブの推進等に関する総合的なガイドライン」

- ・堺市教育委員会関連：

- 「学校園における危機管理マニュアル作成（改訂）のための資料」

- 「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」

- ・堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会関連：

- 「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - 」

- ・堺クオリティ研修動画